

八王子国際協会規約

(名称)

第1条 この会は、八王子国際協会（愛称を地球市民プラザ八王子）と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を東京都八王子市旭町9番1号に置く。

(目的)

第3条 この会は、外国人市民と共に市民自らが企画し、関係機関や行政と協働で地域の国際化を図り、多文化共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人の生活・コミュニケーションを支援するための事業
- (2) 国際交流を推進するための事業
- (3) 国際理解を推進するための事業
- (4) 国際化に関する事業のための調査研究
- (5) その他この会の目的を達成するための事業

2 政治、宗教及び営利を目的とする事業は行わない。

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 この会の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 団体会員 この会の目的に賛同し、入会した団体
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同し、賛助する個人及び団体

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、この会の目的に賛同する者でなければならない。

2 前項のほか、会員の加入に関わる手続き等を理事会の議決によって定めることができる。

3 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

4 会員として入会しようとする団体は、前項に定める手続きのほか、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 年度途中で入会する個人会員のうち、10月1日以降に入会する者の当該年度の会費は半額とする。

3 理事長は、会員に特別な理由があると認めるときは、理事会の議決を経て、会費を減額又は免除することができる。

4 退会した者又は除名された者の既納の会費は、原則として返還しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第9条に定める退会届を提出したとき。
 - (2) 6か月以上会費を滞納したとき。
 - (3) 第10条の規定に基づき除名されたとき。
- (退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この会若しくは他の会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、会員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(役員及び定数)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上14名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

(選任)

第12条 理事及び監事は、個人会員の中から総会において選任する。ただし、八王子国際協会役員選任に関する規程第9条(理事の有識者推薦枠)に定める有識者については、個人会員以外から選任することができる。選任に関する規定は別に定める。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第13条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び総会の決定事項に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この会の財産の状況を監査すること。
- (3) 必要と認めるときに、理事長に対して、理事会の招集を請求することができる。

5 監事は、前項の規定による監査結果を総会に報告する。

(任期等)

第14条 役員任期は、選任されてから2年後の通常総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した議決権

者の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反が認められるとき。

(3) その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第16条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員外から選任することができる。

3 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

4 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べるすることができる。

(会議の種別)

第17条 この会に、総会及び理事会を置く。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 規約の変更

(4) 役員を選任

(5) 会費の額

(6) その他重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 第24条第1項に定める、総会において議決権を有する者(以下「議決権者」という。)の総数の5分の1以上の者から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項に定める請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び議題を記載した書面により開催日の少なくとも7日前までに会員に通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第23条 総会は、議決権者の総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができ

ない。

(総会での議決権等)

第 24 条 総会における議決権は、個人会員及び団体会員が有する。ただし、団体会員においては、代表者をあらかじめ定め、代表者 1 名が議決権を有するものとする。

- 2 会員の議決権の行使は、総会の開催日から起算して 30 日前の日に会員であり、かつ当該総会当日まで継続して会員であることを要件とする。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない議決権者は、議長又は他の個人会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。
- 4 前項の規定により議決権の行使を委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 21 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、当日出席した議決権者（議決権行使委任者を含む。本条、第 15 条及び第 40 において同じ。）の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議決は、この規約に特別に規定するものを除いては、出席した議決権者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の構成)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 27 条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 業務執行に関する規則類の制定、改廃
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

(理事会の議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、理事長があらかじめ指名した者が当たる。

(理事会の定足数)

第 30 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 31 条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の理事を代理人として、議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決権の行使を委任した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(総会及び理事会の議事録)

第 32 条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(委員会等の設置)

第 33 条 理事会は、事業の円滑な推進を図るため、事業執行、調査研究又は他関係機関との連携を行うための委員会等を置くことができる。

- 2 委員会等に関し、必要な事項は、理事会の議決によって定める。
(団体ネットワーク会議の設置)

第 34 条 理事会は、団体会員の代表者によって構成される団体ネットワーク会議を置くことができる。

- 2 その設置に関し、必要な事項は、理事会の議決によって定める。
(事務局の設置)

第 35 条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が編成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する収支予算承認後に、特別の事情変更があった場合、理事会の議決により、収支予算を変更することができる。ただし、次年度の通常総会で報告しなければならない。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、総会で収支予算が成立するまでは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じた収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 38 条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書及び収支決算書を作成し、事業年度終了後 2 か月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 39 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 40 条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した議決権者の 3 分の 2 以上の同意による議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 7 月 20 日から施行する。
- 2 この会の設立当初の年会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人会員	一般	2, 0 0 0 円
	団体会員として登録している団体に所属の者	1, 0 0 0 円
	学生	1, 0 0 0 円
	団体会員〔学生のための団体〕に所属する学生	免除
団体会員	一般	1 0, 0 0 0 円
	構成員が学生のための団体	1, 0 0 0 円
賛助会員	個人（一口）	1, 0 0 0 円
	団体（一口）	1 0, 0 0 0 円

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 この規約の改正後の第 14 条の規定に関わらず、平成 21 年度の通常総会で選任された役員の任期は、平成 22 年度の通常総会終了の時までとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 平成 20 年 7 月 20 日施行の、規約附則第 2 項の規定（年会費）は、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 31 日から施行する。